

○平成十八年総務省告示第百二二号（無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>無線局運用規則第二百六十二条の二ただし書の総務大臣が別に告示する場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信を与えるおそれがない場合であつて、次に掲げる場合とする。この場合において、同条に規定する無線局は、沿岸国の主管庁又は他の無線局から混信を除去するために必要な措置を執るよう求められたときは直ちに当該措置を執らなければならず、また、電波の発射を中止するよう求められたときは直ちに当該電波の発射を中止しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 本邦の低潮線から二五〇メートルを超え三〇〇メートル以内の海域であつて、本邦以外の沿岸国の低潮線から三〇〇メートルを超え六キロメートルを超える海域において、五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合であつて、空中線からの水平線方向の一MHzの帯域幅当たりの最大輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）が五・一デシベル以下の場合</p>	<p>無線局運用規則第二百六十二条の二ただし書の総務大臣が別に告示する場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信を与えるおそれがない場合であつて、次に掲げる場合とする。この場合において、同条に規定する無線局は、沿岸国の主管庁又は他の無線局から混信を除去するために必要な措置を執るよう求められたときは直ちに当該措置を執らなければならず、また、電波の発射を中止するよう求められたときは直ちに当該電波の発射を中止しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>
<p>五・六 （略）</p>	<p>四・五 （略）</p>